

教 健 体 第 1 1 0 0 号
令和4年(2022年)1月25日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

学校における新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた臨時休業等の取扱いについて(通知)

このことについては、令和4年(2022年)1月14日付け教健体第1061号で通知したところですが、この度、別添のとおり道保健福祉部長から、保健所による積極的疫学調査を重点化することなどを内容とする依頼(「新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における積極的疫学調査の重点化について」(令和4年(2022年)1月24日付け感染症第4466号。以下、「保健福祉部長依頼」という。))が発出されました。

保健所による積極的疫学調査の対象の重点化により、陽性者の同居者は従前どおり調査対象とされているものの、感染者の同居者以外の方(クラスメイト、職場の同僚、一緒に食事をした友人等)が、当面の間、調査対象外とされます。

このことにより、陽性者の同居者以外の方については、濃厚接触者の特定の判断がされないことから、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課。以下、「文部科学省ガイドライン」という。)及び保健福祉部長依頼を踏まえ、当面の間、次のとおり対応することとします。

つきましては、市町村教育委員会においても、児童生徒等の行動履歴や地域の感染状況等を踏まえ、休業等の措置について適切に判断し、感染拡大防止に向け、迅速に対応するようお願いいたします。

また、別添「保護者の皆さまへ」並びに保健福祉部長依頼のリーフレット「陽性となった皆様をお願いしたいこと」及び「『知人が陽性』その時どうする?」を周知し、より一層家庭と連携を図りながら対策の徹底を図るようお願いいたします。

なお、道立学校においては、別紙「道立学校における臨時休業等の対応について」を参考に、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 学校は、全ての家庭に対し、児童生徒等が陽性となった場合や、児童生徒等がPCR等検査(以下、「検査」という。)を受けることとなった場合、学校に連絡をするよう協力を依頼すること。

その際、陽性となった場合には、校外活動で接触のあった児童生徒等の家庭に連絡をするよう重ねて依頼すること。

なお、「検査」とは医師や保健所の指示による行政検査のことを指しており、民間の検査や保険適用外の検査は含まないこと。

2 学校は、全ての教職員に対し、陽性となった場合や検査を受けることとなった場合、学校に連絡をすることを徹底すること。

その際、陽性となった場合には、当該教職員が接触のあった方に必ず連絡をすることを依頼すること。

3 学校は、家庭等から上記1の児童生徒等が検査を受けることとなった連絡を受けた場合や、上記2の教職員が検査を受けることとなった場合は、その時点で学校が把握している情報を基に、市町村立学校は市町村教育委員会、道立学校は教育局と連携し、陽性が判明した場合の臨時休業等のシミュレーションを行うなど、迅速に対応するための準備を進めること。

4 学校は、児童生徒等や教職員の陽性が判明した場合、当面の間、「新型コロナウイルス感染症 PCR等検査受検者の状況報告書」によることなく、速やかに次の項目について、市町村立学校は市町村教育委員会に、市町村教育委員会及び道立学校は教育局を經由して健康・体育課に報告すること。なお、報告時点で、明らかでない事項がある場合は、「不明」、「未定」、「確認中」等とし、次報以降で報告すること。

(1) 学校名(第●報)

(2) 学年・組(教職員の場合は職名)／部活動等／入寮・寄宿の状況

(3) 陽性判明日

(4) 最終登校(出勤)日

(5) 感染経路(検査受検の経緯)

- ・家庭(家族、親族など)
- ・学校(学級内、寄宿舎、部活動など)
- ・校外(放課後等児童デイサービス、少年団活動、塾、習い事、アルバイトなど)
- ・不明(本人の発熱、体調不良など)

(6) 臨休等の対応

- ・なし
- ・学級(学年・学校)閉鎖(●月●日～●日)
- ・部活動の活動停止(●月●日～●日)

(7) オンライン学習の実施状況

5 臨時休業の措置

(1) 臨時休業の措置の考え方

学校は、陽性者からの聞き取りで発症日(無症状の場合は検体採取日)を確認し、陽性者の発症日の2日前以降の接触状況に応じて臨時休業の範囲及び期間を決定する。

ア 学級閉鎖

- ・陽性者が在籍している場合
- ・学級をまたぐ活動のうち、感染リスクが特に高い学習活動(※)や部活動、寮・寄宿舎の同室で陽性者と関わりがある児童生徒が複数名在籍している場合
- ・その他、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合

(※)感染リスクが特に高い学習活動(衛生管理マニュアル50ページ参照)の例
・各教科等に共通する活動として「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

イ 学年閉鎖

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

ウ 学校閉鎖

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

エ 部活動の休止

- ・陽性者が所属している部活動

なお、保健福祉部長依頼の「接触者のリストアップと対応方法【学校編】」により接触者のリストアップが可能な場合については、リストアップされた「感染の可能性のある者」を濃厚接触者と読み替えて、文部科学省ガイドラインの閉鎖の基準による取扱いを可能とする。その際、陽性者からの聞き取りは「発症日（無症状の場合は検体採取日）」のみであることや、個人情報の取扱いに十分配慮すること。

また、「感染リスクが特に高い学習活動や部活動、寮・寄宿舎の同室で陽性者と関わりがあるが休業措置は行われない児童生徒」及び「休業中に判明した陽性者」については、個別対応とし、出席の取扱いについては、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の出席停止とすることが可能であること。

(2) 臨時休業等の期間

学校医の助言等を踏まえ、陽性者との最終接触日の翌日から5～7日間程度を目安に学校設置者が判断

(3) 臨時休業期間中の児童生徒の学びの保障等

ア 臨時休業期間中は、原則としてオンライン学習を実施すること。

イ 臨時休業期間中は、毎日、児童生徒等の健康観察結果を把握し、症状が出た場合には受診状況や検査状況もあわせて把握すること。

ウ 校長は、学校保健委員会を活用し、児童生徒等の健康状況や学校医の助言等を踏まえ、臨時休業の解除等について検討し、学校設置者と連携して適切に対応すること。

6 教職員の出勤抑制及び外出自粛要請

陽性者が発生した学校は、令和3年（2021年）7月21日付け教健体第433号「道立学校の児童生徒及び教職員に感染が発生した場合の対応について」別紙の対応フロー図における保健所の学校への疫学調査及び検査対象者の決定がないことを踏まえ、次の対応を行うこと。

(1) 「感染の可能性のある教職員」の判断

感染の可能性のある教職員は、「接触者のリストアップと対応方法（北海道）【学校編】及び【事業所編】」により判断すること。（【事業所編】については、職員室等における活用を想定）

(2) 「感染の可能性のある教職員」への対応

ア 校長は陽性者との最終接触日から10日間出勤を抑制するとともに、外出自粛及び健康観察の協力を要請すること。

イ 有症状時は医療機関等への受診を促すこと。

(3) その他

ア 上記(1)の判断にあたっては、リストアップの基準全てに合致しない場合であっても、陽性者が「咳やくしゃみをしていた」、「大声を出していた」及び「換気が悪かった」場合は、上記(2)の対応を検討すること。

イ 同居する方が「濃厚接触者」又は「感染の可能性がある方」に特定された場合であっても、教職員は次の症状が無ければ出勤して差し支えないこと。

症状：発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、
関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

7 多くの教職員が陽性者等となり学校に出勤できない場合の学びの保障の方策

(1) 具体的方策(例)

【共通：小・中・高・特】

ア 他学級の授業を配信(学年に複数学級がある場合)

- ・校内で同学年の授業配信による合同授業を実施

イ オンデマンド教材等を活用した学習

- ・「子供の学び応援サイト」(文部科学省)や「NHK for School」などを活用し、学習するようあらかじめ指導

【小・中】

ア 近隣学校の教員の活用

- ・近隣の小・中・高等学校の教員を当該校に派遣し、授業を実施

イ 遠隔合同授業の実施

- ・市町村内の学校で、同学年の遠隔授業を実施

【特】

学校の実情や障がいの状態等に応じて、学びの継続に向けた個別に具体的な対応を検討する。

ア 合同授業

- ・学級や学年をまたいだ指導体制
- ・教室同士をオンラインでつないだ、複数学級による指導体制

イ 他校からの遠隔授業

(2) 配慮すべき事項

受信側の安全面の配慮として、自宅や他の学級・学校から教室に授業が配信される際、児童生徒の安全を考慮し、教室に教員を配置(あるいは、教員の巡回により対応)する。

8 教職員のサービスの取扱い

道立学校職員のサービスに関しては、これまで通知してきたところであるが、在宅勤務については、現下の状況を踏まえ、次のとおり「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における道立学校職員の在宅勤務実施要領(以下「要領」という。)」を改正し、通知する予定であること。

(1) 濃厚接触者

濃厚接触者として判断された職員は、職務専念義務の免除ができること。

また、発熱等の風邪症状がみられる職員は、病気休暇又は災害事故休暇を活用することとし、発熱等の症状がなく、校務に支障がない場合には在宅勤務ができるようにする

こと。

(2) 感染の可能性がある教職員

上記6の(1)に該当する職員は、「教育長が特に必要と認める職員」として在宅勤務ができるようにすること。

(3) その他

教職員の在宅勤務について、要領に規定する対象職員のほか、特に在宅勤務を行う必要があると学校長が考える場合は、教職員局教職員課あて協議をすること。

学校教育局健康・体育課健康・体育指導係
学校教育局高校教育課高校教育指導係
学校教育局義務教育課義務教育指導係
学校教育局特別支援教育課特別支援教育指導係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

(写)

感染症第4466号
令和4年(2022年)1月24日

各 部 (局) 長 様
北 海 道 教 育 長 様
北 海 道 警 察 本 部 長 様
(新型コロナウイルス感染症対策本部員)

北海道保健福祉部長
(新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における積極的疫学調査の重点化に
ついて (依頼)

日頃から、本道の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本道においても、感染力が高く、潜伏期間が短いとされるオミクロン株による感染が猛威を振るい、新規感染者数が1,000人を超える日が継続するなど、これまで経験したことのない、危機的な状況となっており、現時点では、感染者の多くは若い世代となっているものの、多くの方々が感染する中で、今後、重症化リスクの高い高齢者や既往症のある方々にも感染が広がるのが危惧されています。

こうした状況の中、保健所が行う積極的疫学調査に多くの時間を費やすと、次々と発生する新規感染者への対応、ひいては、重症化リスクのある患者の探知や介入が遅れるおそれがあること、また、その後の健康観察や症状悪化時の医療調整など、道民の生命を守るための対応に支障を来すおそれがあります。

このため、道では、重症化リスクが高い患者の方を迅速かつ的確に必要な医療に繋げるため、積極的疫学調査の対象を原則、同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化し、その他の対象者、職場においては、自主的な外出自粛や健康観察をお願いすることとしたので、貴職所管の関係機関や団体等に幅広く周知願うとともに、各事業所や団体等からの照会等について、対応いただきますよう協力願います。

記

1 添付資料

(1) 保健所業務(積極的疫学調査)の重点化

(2) ホームページ掲載資料

① 用語説明と全体の流れ

② 接触者のリストアップと対応方法(事業所編、学校編、保育園・幼稚園編、放課後児童クラブ編)、リスト表、健康セルフチェック票

③ リーフレット

・陽性となった皆様をお願いしたいこと ～陽性となった方の対応の流れ～

・「知人が陽性」その時どうする? ～新型コロナウイルス感染症への備え～

<北海道ホームページ: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/hoken1/>>

〔感染症対策局感染症対策課
地域支援係(地域支援班)
内線38-960〕

用語説明と

全体の流れ

用語説明①



用語	定義
陽性者	新型コロナウイルスの陽性判定を受けた方。
接触者	陽性者の調査対象期間（次ページ参照）中に、陽性者と何らかの接触があった方。
感染の可能性がある方	長時間または適切な感染防止策を取らないまま、陽性者と接触があった方。
健康観察（期間）	「感染の可能性がある方」になった際に、体調変化に留意していただく期間。 陽性者との最終接触日の翌日から10日間の外出自粛と、1日2回の体温測定と体調管理を行っていただきます。

用語説明②

「調査対象期間」について

①陽性者が有症状の場合

陽性者の**発症日** 2日前から
最終接触日までの期間

<有症状>

日	月	火	水	木	金	土	日
調査対象外			発症日		最終接触日	陽性確定	

← 調査対象期間 →

発症日 2日前から最終接触日



②陽性者が無症状の場合

陽性者の**検体採取日** 2日前
から最終接触日までの期間

<無症状>

日	月	火	水	木	金	土	日
調査対象外			検体採取日		最終接触日	陽性確定	

← 調査対象期間 →

検体採取日の2日前から最終接触日

全体の流れ

①陽性者本人から事業所等へ連絡



②手順を参考に調査対象期間を確認



③手順を参考にリストアップ&判定



④対応（外出自粛や健康観察など）



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、
かかりつけ医または北海道新型コロナ健康相談センター
(0120-501-507)へご連絡ください。

接触者の リストアップ と対応方法

【学校編】

手順① 事前準備

事前準備

1. 陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認
2. 調査対象期間（発症日2日前～最終登校日）を確認。
その間の登校日を確認

手順②-1 接触者のリストアップと対応方法

陽性者がマスクをしていなかった場合

リストアップの基準 & リスク判定

- ①陽性者と同じクラスのマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②陽性者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③陽性者と特別仲の良いマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ④陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童・生徒、教職員
(狭い部屋で部活動を実施した など)
- ⑤その他 (上記以外で陽性者と密に接触があった児童・生徒、教職員)

上記に1つでもあてはまる人はリストアップしてください

リストアップされた方は、「感染の可能性がある方」です。

対象者に外出自粛や健康観察(10日間)のご協力を学校側からお願いしてください。

上記以外の方も、陽性者と接触した日から10日間は健康に気を付けてください。



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、
かかりつけ医または北海道新型コロナ健康相談センター
(0120-501-507)へご連絡ください。

手順②-2 接触者のリストアップと対応方法

陽性者がマスクをしていた場合

リストアップの基準 & リスク判定

- ①陽性者と長時間一緒にいたマスクをしていない児童・生徒、教職員
- ②陽性者と同じテーブルで食事をした児童・生徒、教職員
- ③その他（上記以外で陽性者と密に接触があった児童・生徒、教職員）

上記に1つでもあてはまる人はリストアップしてください

リストアップされた方は、「感染の可能性がある方」です。

対象者に外出自粛や健康観察(10日間)のご協力を学校側からお願いしてください。

上記以外の方も、陽性者と接触した日から10日間は健康に気を付けてください。



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、**かかりつけ医または北海道新型コロナ健康相談センター(0120-501-507)へご連絡**ください。

接触者の リストアップ と対応方法

【事業所編】

手順① 事前準備

事前準備

1. 陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認
2. 調査対象期間（発症日～最終出勤日）を確認。
その間の出勤日を確認

手順② 接触者のリストアップ

状況

陽性者と手の触れることのできる距離（約1m以内）で、必要な感染予防策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクを正しく着用できていない状態）で15分以上の接触があった状態。

+

リストアップの基準

会話



飲食



喫煙



換気の悪い室内で空間を共有

休憩室で寝具を共有

車に同乗



上記状況下で、陽性者と左記の接触が1つでもあった方をリストアップ

⇒ 「感染の可能性のある方」

手順③ 接触者への対応方法

前ページでリストアップされた方は、「**感染の可能性がある方**」です。

対象者には外出自粛や健康観察（10日間）のご協力を事業者側からお願いしてください。

上記以外の方も、陽性者と接触した日から10日間は健康に気を付けてください。



体調悪化などにより、緊急性が高い場合は、**かかりつけ医または北海道新型コロナ健康相談センター（0120-501-507）へご連絡**ください。

陽性となった皆様にお願ひしたいこと

～陽性となった方の対応の流れ～

① 職場や学校などに連絡をお願ひします。

② 発症の前後に会った方（感染の可能性がある方）に連絡をお願ひします。（同居のご家族は除きます）

②の場合

あなたが接触した〇〇さんの感染の可能性は？

① あなたはいつ発症しましたか？ 令和 年 月 日
※無症状の場合、検査を受けた日

② ①の2日前の日付は？ 令和 年 月 日

③ 〇〇さんと最後に会った日は？ 令和 年 月 日

この日付が大事！

③の日付は、②よりも前ですか？後ですか？

前です

感染の可能性は低いです

後です

いいえ

以下の接触をしていると「感染の可能性」があります。

□ 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1m程度)で15分以上会話した例)食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない、等

はい

〇〇さんは感染の可能性ががあります

〇〇さんに連絡をお願ひします。
〇〇さんに、感染の可能性ががあることをお伝えください。

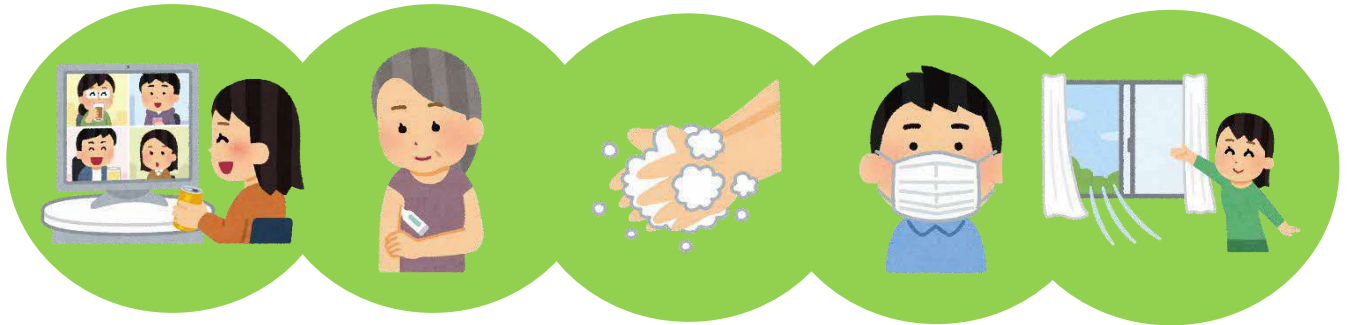
陽性となった皆様にお願ひしたいこと

～陽性となった方の対応の流れ～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。親しい友人・知人など身近な方やご自身への感染を防ぐために、日ごろからの感染対策が重要です。

このリーフレットは、ご自身が「新型コロナウイルス感染症と診断された」ときに、願ひしたいことについてまとめたものです。

ご自身や大切な方の健康を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。



Q1 新型コロナウイルス感染症と診断されたら

A1 次のとおり「感染の可能性のある方」（同居のご家族を除く）がいないか確認し、該当する方に連絡をお願いします。

- ◆ 確認する事項
 - ✓ご自身の 検査日
 - ✓ご自身の発病（症状が出た）した日
 - ✓発症した2日前から**共に行動した方**を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ Q2の感染の可能性のある状況に該当する方に連絡し、感染の可能性のあることを伝える

Q2 感染の可能性のある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性者と、感染可能期間中（発症した2日前から入院や自宅待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は「**対面で話す**」、距離は「**1メートル以内**」、時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染の可能性があると考えましょう。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

「知人が陽性」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

知人が陽性者に！感染の可能性は？

① 陽性者はいつ発症しましたか？ 令和 年 月 日
※無症状の場合、検査を受けた日

② ①の2日前の日付は？ 令和 年 月 日

③ 陽性者と最後に会った日は？ 令和 年 月 日

この日付が
大事！

③の日付は、②よりも
前ですか？後ですか？

前です

感染の可能性は低いです

後です

いいえ

以下の接触をしていると「感染の可能性」があります。

□ 陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1m程度)で15分以上会話した例)食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない、等

はい

感染の可能性ががあります

ご自身で健康観察を行ってください。

- ・1日2回、体温を測り健康状態を確認
→「健康セルフチェック票」をご活用ください
- ・仕事を含めた不要不急の外出は控える
- ・他の人との接触をしないようにする

最後に会った日+10日

健康観察終了日 令和 年 月 日

症状がある場合は……

健康観察期間中に症状が出た場合も同様です

①かかりつけ医にご相談ください

受診する際には、事前に電話し、「陽性者と接触があった」ことを伝えてください。受診にかかる費用は医療機関にご確認ください。

②かかりつけ医がない場合は、次のいずれかに電話相談ください。

- ・北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター
☎0120-501-507 (24時間)
- ・最寄りの診療・検査医療機関



診療・検査医療機関
北海道ホームページ

○抗原検査キットを使うときは？

薬局等で「医療用」として販売されているものを使いましょう。「陽性・高リスク」と判定された場合、①・②の対応をお願いします。なお、無症状者の使用は推奨されていません。

検査を受けて陰性であったとしても、10日間の健康観察や外出自粛をお願いします。

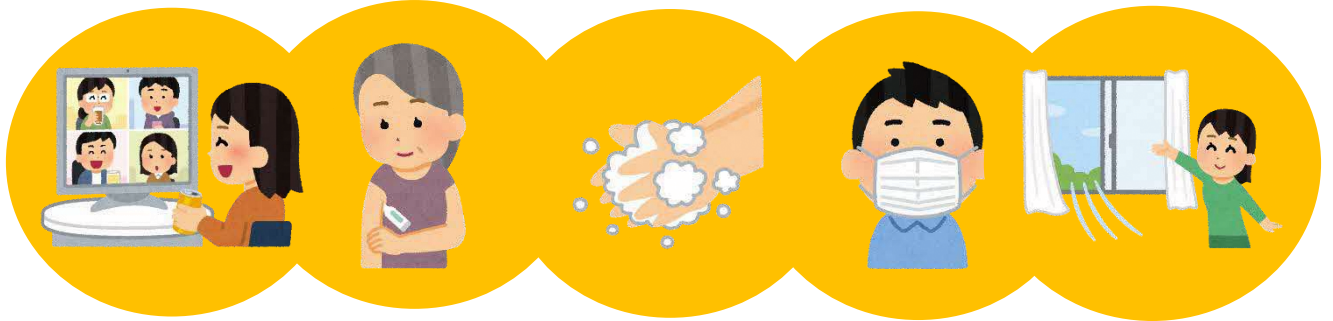
「知人が陽性」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。親しい友人・知人など身近な方が感染したとしても、自身への感染を防ぐために、日ごろからの感染対策が重要です。

このリーフレットは、身近な方から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡があったときに、道民の皆さまが行うことについてまとめたものです。

ご自身や大切な方の健康を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。



Q1 知人から「新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、陽性者に確認してください。

- ◆ 陽性者に確認する事項
 - ✓ 検査日
 - ✓ 発病（症状が出た）した日
 - ✓ 発病した2日前から**共に行動した日**を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ ご自身の体調を確認し症状がある場合は受診する。
- ◆ 感染の可能性がある状況か確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性者と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は「**対面で話す**」、距離は「**1メートル以内**」、時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染の可能性があると考えましょう。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 「陽性者」にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

陽性者となると、外出自粛など社会活動が大きく制限されてしまいます。日ごろから感染対策を行い、新型コロナウイルス感染症を予防しましょう。

1. 換気の徹底
2. 手洗い・手指消毒
3. マスクは正しく着用
4. 友人などと集まりたい時は、オンラインで行うなど工夫を
5. 体調不良時は仕事や学校を休む
6. 食事、おやつ、歯磨きなど、マスクを外す場面では会話をしないなど、**飛沫に注意**
7. 目や鼻など首から上を触らない

道立学校における臨時休業等の対応について

		文部科学省ガイドライン	道立学校の現在の対応	当面の対応
児童生徒	学級閉鎖等	① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ② 感染者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合 ④ その他、設置者が必要と判断した場合	【疫学調査前】 ○ 感染者の学級 ○ 展開授業や部活動等で感染者と関わりのある児童生徒が在籍数の一定の割合を超えた学級 ○ 展開授業等で感染者と関わりのある学級が複数ある場合は、学年閉鎖等を実施 【疫学調査後】 ①～③ 左記同様 ④ その他、①～③以外の場合で、保健所の助言等を踏まえ、道教委が必要と判断した場合	① 陽性者の学級、陽性者の部活動 ② 学級をまたぐ活動の内、感染のリスクが高い活動（衛生管理マニュアルP50の★及び部活動、寮・寄宿舎で同室）等で陽性者と関わりがある児童生徒が複数名いる学級 ③ その他、①及び②以外の場合で、学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が必要と判断した場合 ※「接触者のリストアップと対応方法【学校編】」（北海道）により、接触者のリストアップができる場合は、文部科学省ガイドラインの①～③により判断することが可能
	学年閉鎖	複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	左記同様	左記同様
	学校閉鎖	複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合	左記同様	左記同様
	期間等	5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断	・ 5～7日程度を目安に保健所の助言等を踏まえ、道教委が判断 ・ 臨時休業期間中は、オンライン学習を実施	・ 5～7日程度を目安に学校医の助言等を踏まえ、学校設置者が判断 ・ 臨時休業期間中は、オンライン学習を実施
教職員				・ 感染の可能性のある教職員（「接触者のリストアップと対応方法【学校編】及び【事業所編】（職員室を想定）」（北海道）により判断）は、校長が在宅勤務等により出勤抑制（10日間）をさせるとともに、外出自粛及び健康観察の協力を要請 ※リストアップされた児童生徒については、10日間の登校自粛要請（出席停止）
保護者への協力依頼				・ 陽性になった場合の校外等での活動に関わりがあった、他の児童生徒への連絡 ・ 臨時休業中に症状が出た場合の受診・検査状況の学校への報告

「臨時休業」 Q & A (Ver. 1)

Q 1 北海道の「接触者のリストアップと対応方法【学校編】」により、文部科学省ガイドラインの基準で臨時休業を行った場合の臨時休業期間は、5～7日程度でよいか。

A : 5～7日程度でよいが、臨時休業中の児童生徒の健康状況や学校医の助言等を踏まえ、臨時休業の解除や延期について適切に判断してください。

担当：義務教育課（内 35－773）
高校教育課（内 35－731）
特別支援教育課（内 35－760）

Q 2 寄宿舍や寮で陽性者が出た場合、校外活動で接触のあった児童生徒への連絡は学校が行うのか。

A : 学校は行いません。本人及び保護者に対応してもらうようお願いしてください。

担当：健康・体育課（内 35－660）

Q 3 閉鎖中に、保護者が不安で無料PCR検査を受検し陰性になった場合、活動停止期間中であっても部活動を実施することは可能か。

A : 無料PCR検査で陰性であっても、活動停止期間中は部活動を行うことはできません。

担当：健康・体育課（内 35－664）

Q 4 陽性が判明した生徒が、合同部活動に参加していた場合、他校の部活動も活動休止でよいか。

A : 参加していた学校のうち、活動を一緒に実施していた学校については、ひとつの部活動として対応します。別の活動をしている場合は、対応を関係課と協議してください。

担当：健康・体育課（内 35－664）

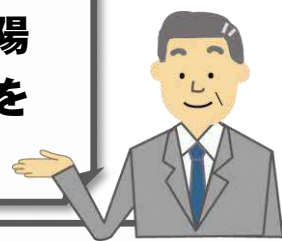
Q5 濃厚接触者等となり出勤はできないが、体調に問題のない教員が自宅からオンラインで児童生徒のいる教室に授業を配信することは可能か。

A： 通信環境が整っている、学校のルーターを貸し出すことができるなど、対応が可能な場合は、学校の学習者用端末を持ち帰り、実施することができます。

担当：ICT教育推進課（内 35-855）

オミクロン株への対応

- ◎ **保健所の積極的疫学調査の重点化により、陽性者の同居者は従前どおり調査対象とされているものの、陽性者の同居者以外の方（クラスメイト、一緒に食事をした友人等）が、当面の間調査対象外となります。**



- ◎ **保健所の積極的疫学調査の重点化に伴い、学校で1人でも陽性者が確認された場合は、感染拡大を防止する観点で幅広く学級閉鎖等を行います。**

※感染の状況等に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等の対応を検討します。

ただし、陽性者と同じテーブルで食事をしていた場合など、「感染の可能性のある者」をリストアップできる場合は、国のガイドラインに基づき、

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の陽性が判明した場合
- ②陽性者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の陽性者が判明し、「感染の可能性のある者」が複数存在する場合など、学級閉鎖等を行います。



保護者のみなさまにお願いします。

保健所の積極的疫学調査の代わりに、学校は陽性者の聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認し、発症日の2日前以降の接触状況に応じて**幅広く臨時休業**の範囲等を決定しますので、次の点について、ご協力をお願いします。

- お子様が陽性となった場合や、PCR等検査を受けることとなった場合、必ず学校に連絡をお願いします。
※ PCR等検査は、医師や保健所の指示による行政検査を指しています。民間の検査や保険適用外の検査は含みません。
- お子様が陽性となった場合は、校外活動で接触のあった友人等のご家庭に連絡をお願いします。



また、学校は、陽性者の接触者のリストアップをすることがありますので、学校の対応にご協力をお願いします。